**平成３０年（フ）第７４６号**
福岡県大野城市川久保１丁目９番９号　第二コーポホワイト106号
債務者　塚本　正幸
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成３０年（フ）第７４７号**
福岡市西区拾六町１丁目23番12―206号
債務者　宮原　潤太
1　決定年月日時　平成30年６月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成３０年（フ）第７５４号**
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵112番地54
債務者　楠林　文子
1　決定年月日時　平成30年６月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成３０年（フ）第７６１号**
福岡県大野城市緑ケ丘１丁目８番19号
債務者　津々木和代
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成３０年（フ）第７７１号**
福岡市南区大楠３丁目３番５―401号
債務者　河野　直司
1　決定年月日時　平成30年６月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成３０年（フ）第２２９号**
仙台市若林区南小泉４丁目14番５号　レトアＡ―202
債務者　千葉とよ子
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成３０年（フ）第３０１号**
仙台市宮城野区宮千代２丁目21番地の７　Ａｖｅｎｉｒ二番館101、従前の住所仙台市宮城野区宮千代１丁目17番地の６　リエス宮城野201
債務者　鈴木　陽水
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成３０年（フ）第８６号**
茨城県鉾田市汲上4007番地７
債務者　太田　彩香
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
水戸地方裁判所

**平成３０年（フ）第１１０号**
茨城県水戸市元吉田町711番地　丸山方
債務者　北川　　靖
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
水戸地方裁判所

**平成３０年（フ）第１３０号**
茨城県水戸市堀町2287番地の７　フラット・マーサ２号館105号、前住所茨城県那珂郡東海村大字須和間2000番地30（フローレスタ須和間）
債務者　佐久間幸祐
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
水戸地方裁判所

**平成３０年（フ）第１３１号**
茨城県水戸市堀町2287番地の７　フラット・マーサ２号館105号、前住所茨城県那珂郡東海村大字須和間2000番地30（フローレスタ須和間）
債務者　佐久間美紀
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
水戸地方裁判所

**平成３０年（フ）第１５０号**
茨城県水戸市千波町2226番地９、住民票上の住所茨城県水戸市笠原町260番地の１　シティハイムレトア立原Ａ棟201号
債務者　藤松佳代子
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
水戸地方裁判所

**平成３０年（フ）第９０号**
茨城県古河市緑町48番12号　ビューエクセル101号
債務者　新井　芳明
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成３０年（フ）第９７号**
茨城県結城市大字結城11905番地１
債務者　大髙恵美子
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成３０年（フ）第４７号**
滋賀県東近江市桜川西町264番地５、前住所大阪府摂津市浜町５番５―304号
債務者　大久保彩香
1　決定年月日時　平成30年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成３０年（フ）第５４１号**
京都市伏見区石田西ノ坪１番地醍醐石田団地７―505、前住所京都市伏見区深草大亀谷万帖敷町536番地３
債務者　森　　瑛介
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係